

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更
(事業用自動車の数) 変更事前届出書

令和 年 月 日

東北運輸局宮城運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連絡先電話番号

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で準用する第14条の規定によりお届けします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2. 変更しようとする事項	<input type="checkbox"/> 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車の数 <input type="checkbox"/> 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
3. 実施予定日	令和 年 月 日
4. 変更しようとする理由	
備 考	※ 営業所の位置 【 _____ 】

営業所別の事業用自動車の数

	新					
	路線定期運行			路線不定期 運 行	区域運行	合 計
	常用車	予備車	小 計	事業用自動車		
営業所	()	()	()	()	()	()
営業所	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()
	旧					
	路線定期運行			路線不定期 運 行	区域運行	合 計
	常用車	予備車	小 計	事業用自動車		
営業所	()	()	()	()	()	()
営業所	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()

()内は乗車定員11人未満の事業用自動車の数を内数として記載。

増減車両の明細

増 車・ 減車の別	所属営業所	運行 態様	型式又は登録番号	乗車定員	長さ	幅	高さ	車 両 総重量

* 運行態様は、路線定期運行は「定」、路線不定期は「不」、区域運行は「区」と記載する。ただし、区域運行に係る長さ、幅、高さ及び車両総重量の記載は不要とする。

* 当該届出が増車の場合は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画であることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）を添付すること。

認可を受けている自動車車庫の位置及び収容能力

	名 称	位 置	収容能力(A)	記事
①	車庫			
②	車庫			

増車後必要となる車庫面積の計算（バス車両の場合の概数）

	配 置 車 両 及 び 所 要 面 積				収容能力 (B/A×100)
	小型相当車	中型相当車	大型相当車	計 (B)	
①	21㎡× 両 ㎡	27㎡× 両 ㎡	36㎡× 両 ㎡	両 ㎡	%
②	21㎡× 両 ㎡	27㎡× 両 ㎡	36㎡× 両 ㎡	両 ㎡	%

※ 1両あたりの所要面積については、一般貸切旅客自動車運送事業に用いる車両を参考とした。

※ 収容能力が90%以上の場合は、車両配置平面図を添付すること。

増車後必要となる車庫面積の計算（タクシー車両の場合の概数）

	配 置 車 両 及 び 所 要 面 積					収容能力 (B/A×100)
	小型車	中型車	大型車	特定大型車	計(B)	
①	12㎡× 両 ㎡	12㎡× 両 ㎡	13㎡× 両 ㎡	13㎡× 両 ㎡	両 ㎡	%
②	12㎡× 両 ㎡	12㎡× 両 ㎡	13㎡× 両 ㎡	13㎡× 両 ㎡	両 ㎡	%

※ 1両あたりの所要面積については、一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両を参考とした。

※ 収容能力が90%以上の場合は、車両配置平面図を添付すること。

東北運輸局宮城運輸支局長 殿

宣 誓 書

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てについて加入することを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者名

印